四　事案の要旨
　1　第一号括原価の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
　2　第一号括原価の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
　3　詳細括原価の事案　関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号の1の事案については糸魚川市ガス水道局（新潟県糸魚川市一の宮二丁目三番五号）、第一号の2の事案については妙高市ガス上下水道局（新潟県妙高市大字関山千二百番地一）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「〇〇関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号の1の事案については平成二十五年十一月二十日までに、第一号の2の事案については平成二十五年十一月二十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「〇〇関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号の1の事案については平成二十五年十一月二十日までに、第一号の2の事案については平成二十五年十一月二十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長がお意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「〇〇関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号の1の事案については平成二十五年十一月二十日までに、第一号の2の事案については平成二十五年十一月二十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

〇〇申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

地方自治事項

群馬県

選挙

十月二十七日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

久元　喜造（無所属）（男）

公告

諸事項

工場財団

相模原市中央区田名3879番地**株式会社ヤマテコーポレーション**の工場財団に相模原市中央区田名3879番地株式会社ヤマテコーポレーション本社工場及び第二工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 13 日

横浜地方法務局相模原支局

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社ミヤスズ
２．代表者の氏名　代表取締役　本宮　照康
３．住所　千葉県銚子市三崎町三丁目25番地
４．上記の者の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、平成26年２月12日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第９による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、次に掲げる財務局・財務事務所に提出されたい。

（提出先）

埼玉県さいたま市中央区新都心１－１
　関東財務局理財部金融監督第５課
千葉県千葉市中央区椿森５－６－１
　関東財務局千葉財務事務所理財課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成 25 年 11 月 13 日

関東財務局長　坂本　正喜

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第８３８号
栃木県足利市丸山町614番地１　富岡法律事務所
申立人　富岡　規雄
本籍栃木県足利市松田町320番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成21年８月15日、出生の場所栃木県足利郡三和村、出生年月日大正12年８月30日、職業無職
被相続人　亡　吉間　ヒロ
催告期間満了日　平成26年５月30日
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成２５年（家）第８３９号
栃木県佐野市赤坂町960番地12　さの総合法律事務所
申立人　山田　実
本籍栃木県佐野市堀米町194番地、最後の住所栃木県足利市大月町1042番地２　特別養護老人ホーム清明苑、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成24年11月８日、出生の場所栃木県安蘇郡植野村、出生年月日大正５年４月10日、職業無職
被相続人　亡　中島　キヨ
催告期間満了日　平成26年５月30日
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成２５年（家）第１１５７号
埼玉県東松山市本町２丁目10番44号　Ｍ－ＰＬＡＺＡⅢ503
申立人　関根　里美
本籍埼玉県東松山市大字葛袋244番地１、最後の住所埼玉県東松山市大字石橋1716番地東松山ホーム、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日平成24年５月18日、出生の場所埼玉縣比企郡唐子村、出生年月日昭和５年５月30日、職業無職
被相続人　亡　鹽野はる子
催告期間満了日　平成26年５月21日
さいたま家庭裁判所熊谷支部